コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　SUGIMOTO & CO., LTD.

最終更新日：2017年2月21日

杉本商事株式会社
代表取締役社長　杉本正広
問合せ先：専務取締役管理本部長　阪口尚作
証券コード：9932
http://www.sugi-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境の変化の速いグローバル市場に迅速かつ的確に対応する組織体制や仕組みをグループ全体で構築し、長期的な企業業績の維持向上を図り企業価値を向上させることを経営の最重要課題としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1－2－4）議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳
議決権の電子行使につきましては、安全性、信頼性を検証した上で、各種手続きを勘案し是非を含めて前向きに検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても外国人株主比率等の推移も踏まえて、検討してまいります。

（補充原則1－2－5）機関投資家の株主総会での議決権行使
信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権行使や、質問・意見表明を行うことは現在原則認めておりません。しかしながら信託銀行等や実質株主の動向を注視しながら、今後社内規程等の整備を検討してまいります。

（補充原則4－1－3）最高経営責任者等の後継者計画の監督
当社は、これまでの業績やマネジメント能力・管理能力等を総合的に考慮し、取締役や執行役員への指名を代表取締役が行っております。今後、取締役や最高経営責任者等の後継者の具体的な計画の策定については、検討してまいります。

（補充原則4－2－1）現金報酬と自社株報酬の適切な割合
当社は、取締役の報酬については、株主総会において決議されている報酬限度内で、業績等を勘案の上取締役会で決定しております。現金報酬と株式報酬につきましては、中長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく今後検討してまいります。

（原則4－8）　独立社外取締役の有効な活用
当社の取締役会は現在5名の取締役を選任、うち1名の独立社外取締役を選任しております。独立社外取締役は、その豊富な経験と知識より、経営全般について大所高所から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、その役割と責務を十分果たしていると考えております。今後業容の拡大等を勘案しながら2名以上の独立社外取締役が必要か検討してまいります。

（補充原則4－10－1）任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立取締役の関与・助言
当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役を選任しておりますが、指名・報酬の決定については、原則3－1－（3）、原則3－1－（4）に記載のとおりの方針で取締役会にて決定されており、現状の仕組みで適切に機能していると考えており、任意の諮問機関は現状では必要ないと考えております。

（補充原則4－11－3）　取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要
当社は、取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能向上という観点から、その評価の仕方・開示の方法について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則1－4）いわゆる政策保有株式
純投資目的以外の目的で保有する株式に関しては、中長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットが享受され、当社グループの企業価値向上に資すること、また、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携の事業戦略における保有意義があることを総合的に判断し保有することを方針としております。
また、同株式に係る議決権行使は、その議案が上記の方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に考慮し、行っております。

（原則1－7）　関連当事者間の取引
当社は、当社で行われる取引については、関連当事者間の取引を含む全ての取引について、社内規程に従い、取引の規模及び重要性に応じて責任権限を明確にした稟議規程により決裁を経て実施しています。その内容については、内部監査室が監査するとともに、監査役が常時閲覧できる体制を取っております。
取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施しております。

（原則3－1）　情報開示の充実
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「企業行動憲章」に記載のとおり、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であり、国の内外を問わず、人権を尊重し、全ての法令、国際ルール及びその精神を遵守し、社会的良識をもって健全な企業活動を展開してまいります。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、ホームページに掲載しております「企業行動憲章」に基づき持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、意思決定の透明性・公正性を確保し、取締役会を中心として株主はもとより取引先、社員等すべてのステークスホルダーに対し説明責任を果たすとともに、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大することが企業統治の重要な要諦であると考えております。
（3）取締役が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役等の報酬決定につきましては、定時株主総会において決められた総枠の範囲内で、会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責および成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、取締役会において承認することとしております。
（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役等の選任につきましては、これまでの業績やマネジメント能力・管理能力等を総合的に考慮し代表取締役が、取締役・監査役の候補者を指名し、社外取締役に説明し了承を得た上で、取締役会で承認することとしております。

（補充原則4－1－1）　経営陣に対する委任の範囲
当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項について、取締役会付議基準に従い取締役会において判断・決定しております。
当社は、執行役員制度を導入し業務執行の責任と役割を明確化し現場レベルでの意思決定の迅速化を図っております。また、執行役員は取締役会にオブザーバーとして参加し業務執行の結果等を報告すると同時に求められれば、取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等について意見を述べ、取締役会における事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定を助けております。

（原則4－9）独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準に加えて、当社の経営に対して助言し、また監督ができる高い専門性と豊富な経験を重視した社内基準「社外役員の選任及び独立性の基準」を策定し、候補者を選定しております。

（補充原則4－11－1）　取締役会の全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方、ならびに取締役の選任に関する方針・手順
当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めておりますが、現在は取締役は5名（内社外取締役1名）を選任しております。現時点では、会社の規模・機能から5名で十分と考えております。

（補充原則４－１１－２） 取締役・監査役の兼任の状況
取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けており、兼職については合理的な範囲であると考えております。取締役・監査役の重要な兼職状況についての詳細は、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

（補充原則４－１４－２） 取締役・監査役のトレーニングの方針
当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となる知識や能力を習得するため社外の講習会や専門の研修会へ参加する機会を継続的に提供しております。

（原則５－１） 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、適時・適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、情報開示については、本報告書の「原則3-1 情報開示の充実」でも記載している通り企業統治の重要な要諦であると考えており以下のような施策を実施する方針としております。
(1)株主や投資家との対話
株主や投資家との対話については、IR担当取締役が代表取締役社長と対応方針を検討し適切に対応します。
(2)株主や投資家との個別面談以外の対話の手段
株主や投資家に対しては、決算期に実施しております決算説明会や当社ホームページによる情報開示、中間・期末報告書の送付や証券会社を通じた期末報告書の配付等の実施により、当社の経営戦略に関する理解を深めて頂くよう行っております。
(3)社内へのフィールドバック
株主や投資家との面談内容については、適宜代表取締役社長をはじめとして取締役会に報告してレビューなどに活用しております。
(4)インサイダー情報の開示
株主や投資家との対話については、「内部者情報管理規程」に基づき情報管理を徹底したうえで実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
杉本　正広	533,315	4.67
ビービーエイチ ボストン フォー ノムラジャパンスモーラー キャピタライゼイションファンド620065	305,600	2.68
杉本　利夫	283,972	2.49
杉本商事従業員持株会	259,389	2.27
杉本　直広	251,274	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	248,900	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	238,000	2.08
杉本　栄作	232,311	2.03
THE BANK OF NEW YORK,NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	212,700	1.86
株式会社愛知銀行	198,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮地　亀三	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮地　亀三	○	同氏は、平成22年6月までタキロン株式会社の専務取締役でした。現在はタキロン株式会社の名誉顧問ですが、同社の対外的な業務には従事しておりません。当社とタキロン株式会社の間には金額的には僅少ながら取引がありますが、東京証券取引所の定める「独立性の基準」から判断しても問題ないと判断しております。	他社で長年にわたり会社経営に携われており、豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営を監督して頂くと共に、当社の経営全般に助言を頂き、コーポレートガバナンスの強化に寄与して頂くため選任しております。 また同氏は、証券取引所が「一般株主と利益相反の生じるおそれがと判断する場合の判断要素」として定める項目のいずれにも該当していないため、また当社制定の「社外役員の選任及び独立性に関する基準」に照らしても十分な独立性を保持していると判断したため指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と期初、期末、四半期末に定期報告会を開催する他必要に応じて往査に帯同する等、情報意見交換を適宜実施しております。
監査役と内部監査室の連携状況につきましては、内部監査室は、日常監査の他定期的に事業所往査を行い、業務全般についての妥当性や法令・定款の遵守状況等の内部監査を実施し、その監査結果については毎月1回定例のミーティング及び必要に応じて随時に監査役に報告をすることになっております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伴　純之介	弁護士								○					
梅野　外次	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伴　純之介	○	同氏とは、顧問契約を締結し法律関係の相談を行っておりますが、その報酬は僅少であり、証券取引所の定める「独立性の基準」から判断しても問題ないと判断しております。	弁護士の立場から当社のガバナンス強化に対処して頂くため選任しております。 また同氏は、証券取引所が「一般株主と利益相反の生じるおそれがと判断する場合の判断要素」として定める項目のいずれにも該当していないため、また当社制定の「社外役員の選任及び独立性に関する基準」に照らしても十分な独立性を保持していると判断したため指定しております。
梅野　外次		―――	税理士の立場から、当社のガバナンス強化に対処して頂くため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、業績等を勘案した報酬（役員賞与を含む）としているため、インセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役について人数と報酬総額を開示しております。また、有価証券報告書においては、取締役及び社外役員の区分別にそれぞれについて人数と報酬の種類別及び報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役等の報酬決定につきましては、定時株主総会において決められた総枠の範囲内で、会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責および成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、取締役会において承認することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役へは、管理部より定期的に行事予定やその他の情報を連絡するほか、取締役会の議案や重要な案件については、事前に担当役員より電話・メール等で報告・連絡を行い情報交換を行っております。
社外監査役へは、常勤監査役から月１回開催の定例監査役会において、社内会議、内部監査室・会計監査人との連携状況及び常勤監査役の日常監査等について報告する他必要に応じて電話・メール等で情報・意見交換を実施しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、平成21年４月より執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である執行役員が機動的な業務執行を行い、また、監査役、会計監査人及び内部監査部門が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

⑴取締役会
取締役会は、現在５名（内社外取締役１名）で構成されており、原則として毎月１回開催するほか必要に応じて随時開催しております。取締役の任期は１年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は取締役会へ出席し取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外監査役は、取締役会へ出席して客観的・専門的見地から指摘や意見を述べるなどして社外取締役・社外監査役に期待される役割をはたしております。
取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。執行役員は、取締役会が決定した経営方針に従って業務執行に努めるとともに、適宜、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
そのほか、年４回所長会議を開催し、業務執行の効率化及び意思決定の全社統一を図っております。
⑵監査役会
当社の監査役は3名で、うち2名は社外監査役であります。監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会やその他重要な会議へ出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧及び事業所の往査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査部門と意見交換を行い連携を図り実効性のある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。社外監査役は独立した立場でそれぞれ弁護士・税理士である立場から情報の収集・提供を行っております。
⑶内部監査室
内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室を設置しており、現在４名で内部監査規程に基づき、独立した立場から営業所及び子会社の運営の適正性や効率性に関して計画的に営業所及び子会社の監査を実施しております。内部監査室は、監査結果を社長に報告するとともに、必要な処置及び改善の実施状況を確認しております。更に監査役及び会計監査人とも連携を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。
⑷会計監査人
当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査業務を執行した公認会計士は中村基夫及び松嶋康介でありますが、継続監査年数が7年を超える者はおりません。なお監査業務に係る補助者は、公認会計士２名、会計士試験合格者５名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会による取締役の監督と、監査役による取締役の監査が、現状において十分機能しているため、引き続き、取締役・監査役制度を中心とした組織体制としております。
コーポレートガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役・社外監査役を選任しております。社外取締役は、各取締役を監督するとともに、助言を行い、社外監査役は、弁護士・税理士の専門的見地から取締役の監査・助言を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様の出席を頂き、当社の方針をご理解頂くため、従前より集中日を避けた開催を行っております。
その他	招集通知につきましては、株主への発送後速やかに当社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京にて年1回会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに、有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・事業報告書・招集通知・決議通知のほか、証券取引所上場規則に基づく適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専属の部署はありませんが、管理部がその役割を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社が制定した「企業行動憲章」に基づき、全ての法令、国際ルール及びその精神を遵守し、社会的良識をもって健全な企業活動を展開するとともに、社会に開かれた企業として、株主はもとより、広く社会とコミニュケーションを積極的に行い、企業全般にわたる情報を適時適切に開示し、当社の社会的使命を果たします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動憲章」において「3. 情報開示　私たちは、社会に開かれた企業として、株主はもとより、広く社会とのコミニュケーションを説教区的に行い、企業経営全般にわたる情報を適時適切に開示します。」と規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　取締役の職務執行に係る情報については、「稟議規程」、「文書管理規程」の手順に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は、「文書管理規程」によるものとします。
2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため社長は、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役と共に、リスクを体系的に管理するため、既存の業務に関する規程・内部者取引管理規程などに加え必要なリスク管理規程を制定する。また、グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。
　不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
　監査役および内部監査室はグループ各社及び各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役の職務執行については、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」において定められた、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを遵守し、効率的に職務の執行を行う。また「関係会社管理規程」に基づき当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行う。
4．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　全社を横断するコンプライアンス室を設置し、「コンプライアンス基本規程」に基づきグループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令および定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制とします。
　監査役および内部監査室は、グループ各社及び各部門の業務活動の妥当性や法律・法令の遵守状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言・勧告を行う。
5．次に掲げる体制その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。
ロ、当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
ハ、当社の子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制。
ニ、当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制。
　当社は、取締役会において、出席する子会社取締役により、その子会社の業績、財務状況その他重要な事項について報告を受ける。また「関係会社管理規程」に基づき当社管理本部長は、その子会社の業務等について事前協議を実施し、報告を受ける。
また、上記ロ、ハ、ニについては、前記2，3，4のとおりグループ一体となった体制を構築し運用する。
6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　当社は、必要に応じ監査役が求めた場合には監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、そのスタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従わねばならない。
7．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
　当社及び子会社の取締役および使用人は当社及び子会社の実務または業績に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要な事項について監査役に速やかに報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役および使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることが出来る。
当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
当社は、監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用する為の費用の支出を求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
8．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
　財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。
　監査役および内部監査室は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じて、その改善策を取締役会に報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
　反社会的勢力との関係の遮断を企業防衛の観点より、必要不可欠である考え、市民生活の秩序に脅威を与える団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないように取り組みの強化を図る。
社内規則で「企業行動憲章」を制定し従業員個人及び会社として反社会的勢力との関係遮断について明文化し社員教育を行うとともに、必要に応じて外部の専門家にも意見を求めることができる体制を整える。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

